

板橋区障がい児通所支援利用者負担額助成実施要綱

(令和7年9月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する障がい児の保護者の負担額を区が助成することにより、障がい児の自立に向けての発達を支援するとともに障がい児のいる家庭を支援し、もって障がい児の福祉の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(対象サービス)

第3条 この要綱に基づく助成の対象となるサービス(以下「対象サービス」という。)は、次に掲げるサービスで当該サービスを利用する障がい児のうち、各年度の初日の前日における満年齢が0歳から2歳までの者であること(年度の途中で満3歳に達する者で、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)

- (1) 児童発達支援
- (2) 居宅訪問型児童発達支援
- (3) 保育所等訪問支援

(対象者)

第4条 この要綱に基づく助成の対象者(以下「対象者」という。)は、対象サービスについて、区から法第21条の5の7の規定による障害児通所給付費等の支給決定を受けた障がい児の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。)第24条第1号から第5号までのいずれかに該当する者
- (2) 施行令第25条の2第1号イからホまで又は同条第2号イからホまでのいずれかに該当する者

(助成の内容及び額)

第5条 区は、対象児童の保護者が障害児通所支援事業者に支払うべき利用者負担額(サービス提供に要した総費用の1割に相当する額。以下「利用者負担額」という。)を、法第21条の5の3第2項第1号に規定する主務省令で定める額(以下「負担上限額」という。)の範囲内において助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の月における助成額の合計は、当該保護者の属する世帯の所得区分に応じ、前項に定める負担上限月額を限度とする。
- 3 次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) 食費、おやつ代、教材費その他日常生活に要する費用のうち、実費で徴収される費用。
- (2) その他区長が助成対象として適当でないと認める費用。

(助成の決定)

第6条 区長は、第4条に規定する対象者について、法第21条の5の7の規定による障害児通所給付費等の支給決定がなされたときは、別段の申請を要することなく助成の決定を行うものとする。

2 前項の規定による助成決定の通知は、通所受給者証(東京都板橋区児童福祉法施行規則(昭和40年板橋区規則第12号)第2条の9に規定する通所受給者証をいう。)の特記事項欄にその旨を記載することをもって、これに代えることができる。

(対象となる時期)

第7条 対象となる時期は次の利用日以降に児童発達支援事業等を利用した際の自己負担額とする。

- (1) 第2子以降

令和5年10月1日以降

- (2) 第1子

令和7年9月1日以降

遡及して支給する場合は、利用月の属する年度の翌年度までとする。

(助成の方法)

第8条 区長は、第6条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)が、指定障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援の事業を行う事業所(以下「事業者」という。)から対象サービスを受けたときは、負担助成額を当該事業者を支払うものとする。

2 前項の規定による負担助成額の支払は、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)への委託により、障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令(平成18年厚生労働省令第179号)第2条第1項の電子情報処理組織を使用して行う。この場合において、事業者による負担助成額の請求は、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費及び法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の請求に併せて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業者は、事業所の廃止等の理由から国保連に対し請求することができないときは、区長に対し、障害児通所給付費等請求書(別記第1号様式)に係る書類を添えて、障害児通所給付費等と併せて負担助成額の支払を請求することができる。

4 第1項の規定による支払があったときは、助成決定者に対し、負担助成額の支払がなされたものとみなす。

(届出義務)

第9条 助成決定者は、氏名、住所等事情が変更したときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成決定者は、この要綱により助成を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(決定の取り消し)

第11条 区長は、前条の規定に該当する場合、要綱に基づく助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、法第21条の5の7の規定による障害児通所給付費等の支給決定を取り消したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成の返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、すでに助成が決定されているときは、助成の決定の全部又は一部の返還を命じなければならない。

2 区長は、法第21条の5の7の規定による障害児通所給付費等の支給決定を取り消したときは、助成の決定の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(助成に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に法第21条の5の7の規定による障害児通所給付費等の支給決定を受け、対象サービスを利用している者であって、第4条に規定する対象者に該当する者については、第6条第1項の規定による助成の決定がなされたものとみなす。この場合において、助成決定の通知に関する事項は、第6条第2項を準用する。